

(別紙)

「ニュージーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」(平成5年6月1日 5農蚕第3724号農産園芸局長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表24の<u>ニュージーランド産のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号(以下「告示」という。)</u>で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p>	<p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表24の<u>ニュー・ジールランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号(以下「告示」という。)</u>で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p><u>1 生産地域</u></p> <p><u>(1) 告示1のニュー・ジールランド植物防疫機関(以下「NZ機関」という。)</u>が、適切な時期に火傷病の発生の有無に関する調査が行なわれている地区として指定した地域(以下「指定地域」という。)<u>は、次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。</u></p> <p><u>ア 無病地区(輸出地区)</u></p> <p><u>(ア) りんご以外の火傷病菌の寄主植物(なし、さんざし、ピラカンサ等)がないこと。</u></p> <p><u>(イ) 緩衝地区によって囲まれていること。</u></p> <p><u>(ウ) 火傷病のり病樹がないこと。</u></p> <p><u>イ 緩衝地区(非輸出地区)</u></p> <p><u>(ア) 無病地区の周囲に500メートル以上の幅で帯状に設置されていること。</u></p> <p><u>(イ) 火傷病のり病樹がないこと。</u></p> <p><u>(2) 指定地域の指定は、毎年、NZ機関により開花時期、幼果時期及び収穫時期において各1回行われる実地検査の結果に基づいて、行われるものとする。なお、暴風雨・降雹等があった場合には、それが当該実地検査の実施の直前であるときを除き、別途NZ機関により実地検査が行われるものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定地域は、毎年、当該指定地域におけるりんご生果実の収穫開始前に、NZ機関により一覧表に取りまとめられ、植物防疫官あてに提出されるものとする。</u></p> <p><u>(4) 植物防疫官は、毎年、指定地域について、当該指定地域におけるりんご生果実の収穫開始前に、NZ機関と共同して確認調査を行うものとする。ただし、当該時期に確認調査を行うことができなかった指定地域については、当該指定地域で生産されたりんご生果実についての最初の輸出検査の確認を行う前に、確認調査を行うものとする。</u></p>

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設及び低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

(1)・(2) (略)

2 こん包及びこん包場所

(1) (略)

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、消毒終了後にこん包される場合、次の条件を満足しているものとする。

ア・イ (略)

ウ 毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設及びこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、ニュージーランド植物防疫機関(以下「NZ機関」という。)が行う日本向けりんご生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (略)

4 検査及び消毒の確認

(1) 告示5の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。

ア くん蒸による消毒

(ア) 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

a 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

b ガス濃度の測定に用いられるパイプは、収着性の小さい材質であるとともに、測定点としてくん蒸施設中央部の上、中及び下の3点の空間部に設置されていることを確認すること。

(5) 指定地域の指定後に、暴風雨・降雹等があった場合における(2)ただし書による実地検査又は(4)による確認調査の結果、(1)のア及びイの条件を満足していないことが判明した地域については、指定地域の指定が取り消されるものとし、その旨植物防疫官あてに通知されるものとする。

2 消毒施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設及び低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

(1)・(2) (略)

3 こん包及びこん包場所

(1) (略)

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア・イ (略)

ウ 毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒されること。

4 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設及びこん包場所について、それぞれ2及び3の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、NZ機関が行う日本向けりんご生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (略)

5 検査及び消毒の確認

(1) 告示5の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。

ア くん蒸による消毒

c 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は0.5mg/ℓ以上の精度を有したものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。

d 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

e くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

f くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル（ミリグラム毎リットル）で表した数値とくん蒸時間数との積（以下「CT値」という。）は、くん蒸中のガス濃度から次により計算するものとし、CT値が所定の値以上であることを確認すること。なお、ガス濃度はbにおいて定める3点の臭化メチル濃度を測定し、その3点の平均測定値を用いるものとする。

$$CT \text{ 値} (\text{mg} \cdot \text{h} / \ell) = (7.5C_{15} + 22.5C_{30} + 45C_{60} + 30C_{120}) / 60$$

$C_n$  : n分後のガス濃度 (mg/ℓ)

g fにより求めたCT値が所定の値を下回った場合は、くん蒸時間が次の計算式により求めた時間分延長されたことを確認すること。

なお、延長時間は5分単位で切り上げること。

$$\text{延長時間 (分)} = 60(34.2 - CT \text{ 値}) / C_{120}$$

h こん包してくん蒸する場合には、こん包の通気性を確認すること。

(イ) 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

a 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

b 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の40パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

c くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(削る)

イ 低温処理による消毒

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が摂氏2.0度であることを、部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が25日間、摂氏2.0度以下であることを、原則として1日1回以上確認すること。ただし、(ア)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の果実温度を処理終了後に確認することができる。

(ウ) (略)

(2) 告示5の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする

(ア) 告示4の(2)に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の40パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

イ 殺菌消毒

(ア) 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（有効塩素濃度100ppm以上）に1分間以上浸せきされたことを確認すること。

(イ) 処理中、随時、塩素濃度が100ppm以上であることを確認すること。

ウ 低温処理による消毒

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が0.5度であることを、部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が25日間、0.5度以下であることを、原則として1日1回以上確認すること。ただし、(ア)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の果実温度を処理終了後に確認することができる。

(ウ) (略)

(2) 告示5の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物（特に火傷病及びコドリンガ）が発見されないことを確認すること。

イ アの検査において、萎れた果実が発見された場合には、NZ機関により実施されるヨード・デンプン法による当該果実の成熟検査に立ち会うこと。また、検査の結果、当該果実が未成熟であることが判明した場合には、NZ機関により行われる、当該果実を含む荷口の果実であって、当該果実が収穫された栽培ブロックと同一のブロックにおいて栽培されたものが日本に輸出されないための措置に立ち会うこと。

- (3) (2)の確認の結果、火傷病が発見され、又はコドリンガが付着していた場合には、原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示5の消毒の確認を行わないものとする。
- (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)により検疫有害動植物が付着していないことを確認したときは、植物検疫証明書書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

#### 5 保管

4の確認を終了したこん包は、次の条件の下に保管されるものとする

(1)～(4) (略)

#### 6 表示

告示7の表示は、次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

Cleared by NZ MAF  
for Export to JAPAN

ア 生果実が、指定地域のうち無病地区で生産されたものであることを確認すること。

イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物（特に火傷病菌及びコドリンガ）が付着していないことを確認すること。

- (3) (2)の確認の結果、火傷病菌又はコドリンガが発見された場合には、それが付着した原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示5の消毒の確認を行わないものとする。
- (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により検疫有害動植物が付着していないことを確認したときは、植物検疫証明書書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

#### 6 保管

5の確認を終了したこん包は、次の条件の下に保管されるものとする

(1)～(4) (略)

#### 7 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



又は



(2) 仕向地の表示  
FOR JAPAN

7 輸入検査

(1) ~ (3) (略)

- (4) 火傷病が発見され、又はコドリングが付着していた場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
  - イ 火傷病が発見され、又はコドリングが付着した原因について、NZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

8 輸入検査

(1) ~ (3) (略)

- (4) 火傷病菌又はコドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
  - イ 火傷病菌又はコドリングが付着した原因について、NZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。